

令和6年第8回 市民福祉委員会会議録

令和6年12月24日

第2委員会室

開 会： 午後1時53分

委 員 長 太田 敦之

副委員長 町野 道明

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 猿渡 南江、4番委員 西尾 努、5番委員 後藤 康司

紹介議員 平林多津子

委員長 ; ただいまから令和6年第8回市民福祉委員会を開会いたします。

本日の会議は、さきほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。
それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; それでは「**議第135号 令和6年度恵那市一般会計補正予算(第9号)(歳入歳出所管部分)**」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「**議第135号**」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第135号**」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ;次に「議第136号 令和6年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」
を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第136号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ;全会一致であります。よって「議第136号」は原案のとおり、可決すべきものと
決しました。

委員長 ;次に「議第137号 令和6年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」
を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第137号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ;全会一致であります。よって「議第137号」は原案のとおり、可決すべきものと
決しました。

委員長 ;次に「議第138号 令和6年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」
を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第138号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第138号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第141号 令和6年度恵那市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第141号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第141号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第142号 令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第142号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第142号」は原案のとおり、可決すべきものと

決しました。

委員長 ; それでは、執行部の皆様はこれで退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部 退席)

委員長 ; 次に「**請第 33 号 現行の健康保険証を残すよう、国に意見書の提出を求める請願**」を議題といたします。

はじめに、議会事務局長に請第 33 号の内容を朗読させます。

議会事務局長 ; 朗読させていただきます。請願要旨、現行の健康保険証を残すよう、国に意見書の提出を求める請願、紹介議員 恵那市議会議員 平林多津子。

現行の健康保険証を残すよう、12 月 2 日が過ぎても現行の健康保険証が引き続き使用できるよう、国に意見書を提出して下さい。

請願内容、政府は、2024 年 12 月に健康保険証を廃止することを閣議決定しました。マイナ保険証は、医療機関でカードエラーのため資格確認ができない事例が多発しています。このことから、全額自己負担を求められる事態が起きています。能登半島地震被災地では、停電や通信不通によって利用ができないことが明らかになりました。厚生労働省は、昨年 12 月にマイナ保険証の使用率は 4.29%と発表しました。使用メリットがあまり感じられない、個人情報流出の不安、使用方法が複雑などで利用が低迷しています。今の健康保険証は、月に 1 回窓口で提示のみで済み、医療機関も資格確認が簡単で、何ら問題はありません。私たちは、今の健康保険証を存続させ、マイナ保険証を使うか健康保険証を使うかは利用者の判断にゆだねさせていただきたく、国に意見書の提出をお願いします。

項目、今の健康保険証を残し、引き続き使用できるよう国に意見書を提出すること。

以上のとおり、地方自治法第 124 条の規定により請願書を提出します。

令和 6 年 11 月 27 日 請願者 恵那市社会保障推進協議会 会長 大内 昌宏

恵那市議会議員 様

以上でございます。

委員長 ; はい。本件を受理した後、議会運営委員会での協議を踏まえ、紹介議員に説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ; ご異議なしと認めます。

それでは、紹介議員に入室をしていただきます。

(紹介議員 入室)

委員長 ; 先ほど、事務局長に請願を朗読させましたが、紹介議員である平林多津子議員より、補足で説明があればお願いします。

紹介議員 ; 失礼いたします。紹介議員といたしましてこの場で意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。着座でよろしいでしょうか。

委員長 ; はい。

紹介議員 ; 失礼します。ではお願いします。現行の健康保険証を残すよう国に意見書の提出を求める請願について、紹介議員として意見を述べさせていただきます。

12月2日に紙の保険証の新規発行が停止となり、本格的に移行が始まったマイナ保険証です。この請願が提出されたのが11月27日ですので、文面に多少の時間的なずれがあることをお許し願いたいと思います。この内容と同一趣旨の請願が12月1日時点では38都道府県222の自治体で採択されていることを最初に御紹介いたします。紙の保険証廃止以降、様々な問題点が浮かび上がってきているのは、皆様方も御存じのことと思います。12月2日以降、利用者側の混乱の様子が報道されています。医療機関の受付窓口が渋滞の列、カードリーダー操作が分からなかったり、顔認証がうまくできなかつたりで医療従事者まで借り出されるような状況が起きています。一方、紙の保険証を出された方は何の苦労もなく、即受付終了、こんな状況が全国各地で起きています。現に私の身近な方からも、診察はマイナ保険証でできたが、投薬のほうは読み取ることができず、紙の保険証で事なきを得たとの話を聞きました。

市役所へも問合せや困った声が多く寄せられているかと思います。高齢者や障害を持った方々も、カードの取得自体が難しいとか、顔認証など使いづらいとの声があり、置き去りにされているとの声も出ています。医療従事者からも、マイナ保険証の利用者は全体の1割前後、重複投薬の防止など、政府が訴える利点は患者に浸透していないんじゃないか。機器の修理や交換が大変だの声が出ています。実際に設備投資ができず廃業したという歯科医師の例もニュースで取り上げられていました。振り返ってみますと、岸田文雄首相の下、デジタル大臣であった河野太郎氏が、健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行を表明した2022年10月以来、問題

が起きました。2023 年、別人情報の紐づけミスが発覚し利用者が減少。その後、マイナ保険証を持たない方には資格確認書が送られることとされました。石破首相も就任前に納得しない方がいっぱいいれば、併用も選択肢で当然だと言っていたと思いますが、政権発足後は紙保険証の廃止が実行され、混乱しているのが現状です。

恵那市ではマイナ保険証の取得率が、国民健康保険被保険者 8,507 人のうち 71.1%、後期高齢者医療被保険者 9,686 人のうち、68.4%とのことですが、これだけの方の中でどれだけの方が実際に利用してみえるのか。適正に利用できているのかと心配されるところです。9 月以降、マイナンバーカードの取下げが 1 件、マイナ保険証の取下げが国保で 5 件、後期高齢者が 5 件とも聞いています。現在、資格確認書の発行にも大変な予算と労力がかかり、現場の方々も苦勞してみえることと思います。これほど問題のある紙の保険証の発行停止です。既に実施されていることでありますが、即、紙の保険証とマイナ保険証の併用を国に求める意見書の提出をお願いして、紹介議員としての私の意見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長 ; それでは本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; すいません。何点かお聞きしたいと思います。政府が 12 月に健康保険証を廃止するというふうに記載されていますが、決定内容の確認はされましたか。

委員長 ; はい。平林議員。

紹介議員 ; すいません、お聞きします。決定内容の確認とはどういうことですか。

委員長 ; はい、4 番委員。

4 番委員 ; 決定内容の中には、現行の健康保険証、令和 7 年 12 月 1 日までの有効期間内であれば利用できるというふうになっております。今回この内容が一切記載されておらず、単に廃止するという意味で挙げられていますけど、これだとすごく意味合いが違ってくると思いますが、その点についてどうでしょう。

委員長 ; はい、平林議員。

紹介議員 ; 申し訳ありません。そのことは存じております。それ以降も資格確認書ができることも聞いておりますが、期限内 1 年ですよね。その間は健康保険証が利用できることは承知しております。

委員長 ; はい、4 番委員。

4 番委員 ; あともう 1 点ですけど、なぜ 1 年前の使用率を使ってみえるのか。1 年前と今ではマイナ保険証の状況は、かなり変わってきていると思いますし、運用初期であれば

低い使用率ということになると思いますが、あえてこの数字を使っているその意図を教えてください。それと、国、恵那市の使用率を御存じか、それも教えてください。

委員長 ; はい、平林議員。

紹介議員 ; 申し訳ありません。そこまで調査しておりませんが、9月議会ですか、お聞きしたときには、国民健康保険であるとか、恵那市の場合です。後期高齢者の場合16.何%その議事録を確かめないと分かりませんが、取得している方は多いのですがなかなか利用しづらいってことは聞いています。国の情報もきちっと得られなかったものですから、すいません資料不足で申し訳ありませんでした。1年前の数字というか、4.2パーセントという私の分ではないですね。

委員長 ; すいません。この請願の中に、昨年12月に、マイナ保険証の使用率は4.29%と書いてあるので、そのことに対しての質問です。

委員長 ; はい、平林議員。

紹介議員 ; すいません。その辺、まだ精査しておりませんので、上がっていることは確かです。

委員長 ; はい、4番委員。

4番委員 ; 10月現在で恵那市は20.2%、あと国が15.67%ということなんですけど、実際その今の現状の数字と、1年前のこの4.29%と比較されて実際どう思われるか、ちょっとお聞きしたいのですが。

委員長 ; はい、平林議員。

紹介議員 ; 確かに窓口ではマイナ保険証を要求されますので、増えていると思います。実際に増えています。私も要求されましたけど、私は持っていませんということでお答えしましたが、それは増えるのは当然だと思います。そのように病院のほうにも掲示しておりますので。しかしながら、やはり、それを恐れて何とか今の保険証で頼むとか、それから先ほども言いましたように、顔認証ができない、マイナ保険証を読み取れないということで、やむなく健康保険証も出された方がみえるとか、様々な問題があると思います。

委員長 ; はい、4番委員。

4番委員 ; 先ほど紹介議員のほうからお話ありましたが、11月27日付けで今回提出をされた。制度が開始される12月2日までの5日間、かなりこの期間が短い中での提出ということで、実際、先ほどからも言っていますが、現行の保険証というのは、来年の令和7年12月1日までは有効期間内であれば利用できるというこ

となので、あえてこんなもう近々な状態の中で、今回その請願を出すということを紹介議員として、今回は見送るとか。例えば、次回また違うことで考えようとか、というような助言っていうのは一切思わなかったのか。

委員長 ; はい、平林議員。

紹介議員 ; 本来ならば、もっと早く私は市民のほうから声が上がってくるべきだったと思っています。本当に不安の声がたくさん出ていましたので、何か違いますか。しかし今回請願が出たときに、実際に12月2日から執行されても、やはりこの声を上げ続けて元へ戻すような、そのような政策が必要だと思ひまして、私はあえて紹介議員とならせていただきました。よろしくお願いします。

委員長 ; はい、4番委員。

4番委員 ; はい。そしたらですね、既に資格確認書を受け取って受診されてみえる方がいると思いますが、仮に交換ということになった場合に、現場では事務が煩雑になって、事務スタッフや被保険者に影響が及ぶと想像ができます。ましてや、その間の費用、経費について、どのように考えてみえるのか。あともう1つ、請願を国保に限定してということであれば、国民健康保険だけが特殊な取扱いとなって医療現場では事務がまたこれも煩雑になってしまうと。医療スタッフや被保険者に影響が及ぶと想像しますが、その対応策等を検討されましたか、この2点お願いします。

委員長 ; はい、平林議員。

紹介議員 ; はい。もちろん煩雑だと思います。もう執行されている段階では。しかしながら、これだけ健康保険証で大丈夫だという実証があるなら、それはやっぱり元に戻すべきだと考えて、私はあえて紹介議員となりました。それから費用についても、もちろんそれはありますよね。それは思いますが、このデジタル化の中でね、全て全員がマイナ保険証に切替えていこうとする方向に、私は実際には切替えないんですけども、資格確認書はありますが、そういう方向性に私は反対したいという立場でやらせていただきました。それから、国保ですけども、ちょっと質問の意味が分からなかったんですけども、今回、マイナ保険証が何%というのは市役所で分かる範囲でつかみましたが、国民健康保険以外のほかの社会保険のほうは分かりませんので、それについては調査ができませんでした。それから病院窓口の様子についても分かりませんでしたので、その辺は詳細には分かりません。想像するところです。

委員長 ; はい。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。ここで紹介議員には退席をしていただき

ます。ありがとうございました。

(紹介議員 退室)

委員長 ; 次に「**請第 33 号**」に対する討論を行います。討論はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 反対の立場で討論を行います。マイナ保険証は、令和 5 年 6 月 9 日にマイナンバー法が改正され、健康保険証とマイナンバーカードが一体化できるようになり、令和 6 年 12 月 2 日以降は従来の紙の保険証は発行されなくなりました。これは保険証の新規発行が停止されるのであって、直ちに紙の保険証が使用できなくなるわけではありません。

請願の理由は、マイナ保険証を使うか、健康保険証を使うかの判断を、利用者に委ねてほしいとのことですが、現行の保険証は令和 7 年 12 月 1 日までの有効期間内で利用できること、さらにはマイナンバーカードと保険証が紐づけされていない場合や、そもそもマイナンバーカードをお持ちでない方には、無料で資格確認書が発行され、引き続き診療を受けることができます。マイナ保険証を使わない選択をしたとしても、医療はこれまで同様に受けられます。まさにマイナ保険証を使うか使わないかは、利用者の判断によるものです。

マイナ保険証の読み取りができない場合においても、医療機関に自身の受診に必要な情報をスマートフォンの画面で提示すること、またスマートフォンを利用していない方は、マイナンバーカードと併せて、資格情報のお知らせを提示することで、受診は可能であります。さらに、顔認証と暗証番号のいずれも対応ができなかった場合においても、医療機関の職員がカードの写真を確認して受け付ける方法の目視モードも用意されております。これら利用できないケースを想定し、既に対策が施されております。一方、マイナンバーカードを保険証として利用した場合は、様々なメリットがあります。高額療養費制度においては、自動的に限度額を超える支払いが免除され、自己負担の上限を超える金額を窓口で支払うような立替払いをすることがなくなります。また、マイナ保険証で受診し、情報提供の同意を前提に、他の医療機関で診療した内容も含め、自身が服用した薬や、診療歴、さらに健康診断の結果を、診療する医師にデータで正確に伝えることができます。これにより口頭では不正確になりがちな医療情報を正しく伝え、診療等に生かすことで患者により適した医療を提供することが可能になります。さらには、確定申告時の医療費控除

を受けるためには、医療費の領収書を1年分保管する必要がありますでしたが、マイナポータル、e-Taxを連携することで、医療費通知情報の管理が可能となり、医療費領収書を保管することなく、簡易に医療費控除の申請ができます。これまで述べてきたように、利便性が向上することは既に承知のとおりであります。マイナ保険証にはこのような多くのメリットがあり、いずれ多くの方々に認識されるものと考えております。実際に運用開始後の12月2日から8日までのマイナ保険証の利用率は28.29%に上昇したと厚生労働大臣が発表しております。

マイナ保険証は、今後の暮らしにおいて市民、国民の健康と命を守る新しい仕組みの基盤となると考えます。以上のことを踏まえ、現行の保険証を残すよう、国に意見書の提出を求める請願について反対いたします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; はい。私はこの請願に対して賛成の立場で討論に参加したいと思います。平林議員から、るる説明がありましたように、私もそのように考えております。そして何より、今、3番委員から、直ちに使えなくなるわけではないということが訴えられましたけれど、確かに、直ちに使えなくなるわけではありませんが、この請願の趣旨は、紙の保険証を残してほしいという、そういう請願でありますので、今、マイナ保険証をなくして紙の保険証にということではないと思います。多くの方から、やはり不具合があったとか、そういう事例も多くありますし、特に弱者の方、高齢者とか障害のある方、そういう例えば、高齢者施設に入っている方、職員の方などからの非常に訴えも現実にはあります。そして、また保険医からじかに聞いたわけではないんですが、やはりいろんな新聞記事、あるいはネットというようなところを見ると、病院、診療所いわゆる小さな診療所ですね、クリニックなど。そのクリニックが、やはり機器の更新だとか大変な思いをする。それと、マイナ保険証のセキュリティは病院丸投げで対策が不十分ということも訴えられております。ですから、やはり今のままの制度ではかなり不十分、不具合が起きてくるのではないかと、大変危惧されることとございます。ですから、私は、直ちに、このマイナ保険証を戻せってということではないですので、この紙の保険証を、一緒にずっと使えるようにって、そのことを念頭に請願されたと思いますので、ぜひ、この請願は採択していただきたいと思って、賛成の立場で討論に参加しました。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。1番委員。

1番委員 ; この件について反対の立場で申し上げますが、デジタル庁がそもそもできてきまし

て、その中でこのマイナンバーカードを活用したデジタル社会を目指そうと。こういった流れの中で、こういうふうに進んでいっているわけですから、今言っていることは、逆に文明がまた戻ってしまうということです、このことからいうとおかしいと思いますし、最初はこういうふうのエラーがあるという話ですけども、こういったことは少しずつ解消されていくだろうと思いますので、今はそうかもしれませんが、例えばこのタブレットとかPCでも、最初の頃はなかなか不慣れでうまくいきませんが、徐々にこういうことも解決されていくと思いますので、このことについては、このまま進めていくのが正しい考え方としておりますし、恵那市議会としてこういうのを出すのはちょっとおかしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(なし)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。「**請第 33 号、現行の健康保険証残すよう国に意見書の提出を求める請願**」を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手少数であります。よって、「**請第 33 号**」は不採択とすべきものに決しました。
以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和 6 年第 8 回市民福祉委員会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

午後 2 時 22 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 太田 敦之